

I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制 (続き)

4. 中小企業者等の法人税率の軽減措置の延長 (2年)

- ▶ 中小企業における所得800万円までの法人税率を19%から15%に軽減する措置を2年延長

所得金額	本則での税率	租特での軽減税率
年800万円以下	19%	15%
年800万円超	23.2%	-

5. スタートアップ支援の強化

- ▶ 個人投資家がスタートアップに出資した際に税優遇を受けられるエンジェル税制について、株式売却で得た利益をスタートアップへの再投資や起業に使う場合、売却益のうち20億円までは投資額に相当する分を非課税とする等

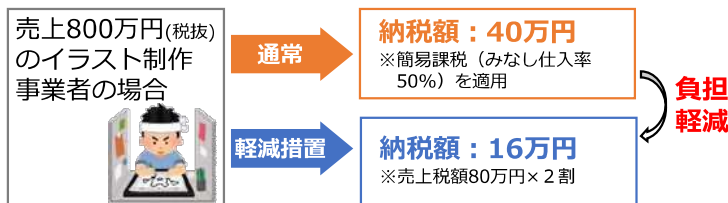


II. 納税環境整備

1. インボイス制度導入に係る負担軽減措置

① 税負担の軽減

- ▶ 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上税額の2割に軽減 (3年間)



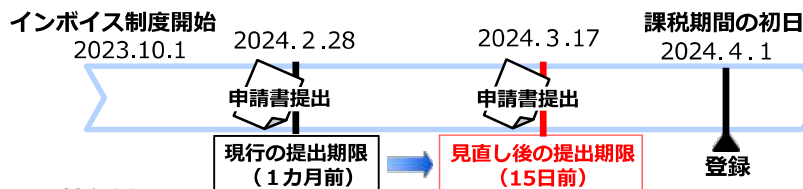
② 事務負担の軽減

- ▶ 前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者における1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に (6年間)



③ 登録申請期限の延長

- ▶ 2023年10月の制度開始時にインボイス発行事業者となるには、原則2023年3月末までの登録申請が必要であったが、2023年4月以降でも可能に
- ▶ 2023年10月以降に登録申請をする場合、提出期限は登録希望日の15日前までに緩和 (現行は1カ月前まで)



2. 電子帳簿保存法 (電子取引のデータ保存) の要件緩和

① システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- ▶ 税務署長が認めた場合 (事前申請は不要)、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力書面を保存しておけば良いこととする

② 検索機能確保要件の見直し

- ▶ 送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に検索機能確保要件が不要となる売上高基準を5,000万円以下に緩和する等の措置を実施

多くの中小企業が従前の保存方法で対応可能に!



III. 防衛力強化に向けた財源確保

- ▶ 防衛力の強化に向け、**2024年以降の適切な時期に、法人税・所得税・たばこ税に関する措置を導入** (現時点で示されている方向性 (法人税部分))

- ・ 法人税額に対し、税率4~4.5%の新たな付加税を課す
- ・ 中小法人に配慮するため、**法人税額から500万円 (所得2,400万円相当) を控除**

↑
大多数の中小企業は対象外に (※課税対象は全法人の6%弱)

- ▶ これにより、2027年度に1兆円強の財源を確保